

第55号

社会福祉法人の経営者と事務担当者のみなさまへ

令和7年12月26日発行

# ksk-info

「ksk」とは川崎市社会福祉法人経営改善支援事業の略称です  
【Kawasaki Shakaifukushihoujin Keieikazenshienjigyo】

発行元 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会  
電話 044-739-8722 (相談専用ダイヤル)  
FAX 044-739-8737  
E-mail [keieisoudan@csw-kawasaki.or.jp](mailto:keieisoudan@csw-kawasaki.or.jp)  
ホームページ <http://www.csw-kawasaki.or.jp>

「ksk-info」は川崎市社会福祉法人経営改善支援事業が4半期に1度発行している情報誌です。

配信希望の川崎市内の社会福祉法人・施設に、メールまたはFAXにて、社会福祉事業の経営に関する情報や豆知識等をお届けしています。法人・施設内で情報を共有してご活用ください。

## 経営相談

社会福祉法人の法人運営・経営知識に関する相談を受け付けています。

無料

- 【相談方法】
- ① 相談したいことがありましたらご連絡ください
  - ② 受付後、後日コンサルタントによる回答をメール(FAX)でご返信いたします(相談内容によっては対応が難しい場合もございます)
  - ③ 面談・訪問相談も可能です(日時は要相談)

受付時間

- 電話：月曜日～金曜日 9時～16時
- メール・FAX：随時受付
- 上記電話・FAX番号又は[E-mail](#)にアドレスにご連絡ください。

連絡先



## 経営改善支援事業とは？

川崎市内で運営している社会福祉法人が健全な運営を図り、利用者が安心して継続的なサービスを受けられる環境を確保するための事業です。

社会福祉法人が抱える「悩み相談」から経営の健全化を目指す法人のサポートをいたします。

※ 相談内容、利用した法人名等の守秘義務が課せられており、情報は事業に係る職員のみで取扱いを行っています。

事業案内チラシはこちらをクリック

## !Topics! 社会保障・福祉政策の動向等(全国社協 政策委員会より)

全国社協 政策委員会がまとめている最新の政策動向([令和7年度 No.4Ver.1](#))より、社会福祉法人等の項目についてピックアップしてご紹介します。

### 社会福祉法人をめぐる制度議論の整理について

社会保障審議会福祉部会では、令和7年12月18日に[報告書](#)をとりまとめ、「地域共生社会の更なる展開」をはじめ、「頼れる身寄りがない高齢者等への対応」「成年後見制度の見直しへの対応」「社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方」などについて検討結果が整理されています。

### 最低賃金の引上げと事業者支援策の動き

最低賃金について、各都道府県の地方最低賃金審議会での答申を踏まえ、全国加重平均が1,121円となったことが示されました。これに伴い、内閣官房は、最低賃金引上げへの対応の一環で、生産性向上の支援を強化するため、「業務改善助成金」をはじめ、「ものづくり補助金」、「IT導入補助金」、「中小企業省力化投資補助金」について、対象拡大や要件緩和等の措置を示しました。



- 最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策・紹介マニュアル(厚生労働省)
- 業務改善助成金・Q&A(厚生労働省)
- 全国社会福祉協議会 政策委員会ホームページ

## 研修会のご案内 会計研修【決算編】開催します 令和8年2月13日(金)9:00～

第3四半期も終わり、次年度の準備を始める時期になってきました。この後は、決算に向けて少しづつ準備を始める社会福祉法人も多いのではないでしょうか。年に一度の決算作業については、慣れている方でも躊躇やすいものです。経営改善支援事業では、実務担当者向けに研修会を開催しています。決算作業を適切かつ効率的に処理するスキルを身につけて今年度の実務をスムーズに行うために、是非研修会にご参加ください。

みなさまからのお申込みお待ちしています！！

詳細が決まり次第、ご案内します！



相談担当専門家  
松本先生の

## あるある相談コーナー【第47回】



# 積立金・積立資産の会計処理

今回のテーマは、積立金の会計処理について取り上げます。仕訳の話のみならず、今回は積立金と積立資産の処理に係る論点等にも触れてみようと思います。

## (1) 積立金・積立資産に関する会計基準の定め

社会福祉法人の貸借対照表では、純資産の部に積立金が、固定資産の部に積立資産が表示されます。会計基準の関連通知には、積立金と積立資産について右のように記述されています。

「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」では、事業活動計算書において、当該年度のすべての収益・費用を計算した結果である当期活動増減差額に前期繰越活動増減差額を加算した当期末繰越活動増減差額と、その他の積立金取崩額をえた額に余剰がある場合に限って積立金を計上することができます。言い換えると、余剰がないのに積立金を計上することはできない、ということを規定したものです。

また積立金を計上した場合には必ず同額の積立資産を保有することも要請しています。これに対し「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」の(1)には、積立金を積み立てずに積立資産を計上することを認める記述があります。

これは、例えば事業活動計算書において「当期末繰越活動増減差額+その他の積立金取崩額」がマイナスであるために積立金を計上できない一方、資金収支計算書における当期末支払資金残高が大きく保有限度額を超えててしまうといった場合を想定したもので、例えば保育所においては、当期末支払資金残高を委託費収入の30%以下とすることを求められるため、これを超える場合には積立資産支出を計上する必要がありますが、事業活動計算書における「当期末繰越活動増減差額+その他の積立金取崩額」がマイナスであれば積立金を積み立てられず、この2つの規定に矛盾が生じる場合があります。このような場合の例外的措置として、積立金を計上することなく、積立資産を積み立てる処理を認めたものです。

## (2) 積立金・積立資産に係る会計処理

積立金は、法人の活動によって生み出された利益（純資産の次期繰越活動増減差額）から、将来の特定の目的のために振り分けられるものです。積立金を積み立てるときは、積立ての目的がわかる名称を付したうえで、借方を「〇〇積立金積立額」、貸方を「〇〇積立金」として仕訳し、積立金を取り崩すときには借方を「〇〇積立金」、貸方を「〇〇積立金取崩額」とします。

【社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い】(下線は筆者)  
19 積立金と積立資産の関係について(会計基準省令第6条第3項関係)

事業活動計算書(第2号第4様式)の当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積み立てができるものとする。積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積み立てるものとする。

また、積立金に対応する積立資産を取崩す場合には、当該積立金を同額取崩すものとする。

【社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項】(下線は筆者)  
19 積立金と積立資産について

### (1) 積立資産の積立て

運用上の取り扱い第19において積立金を計上する際は同額の積立資産を積み立てることとしているが、資金管理上の理由等から積立資産の積立てが必要とされる場合には、その名称・理由を明確化した上で積立金を積み立てずに積立資産を計上できるものとする(運用上の取り扱い別紙3(12)「積立金・積立資産明細書」参照)。

### (2) 積立資産の積立ての時期

積立金と積立資産の積立ては、増減差額の発生した年度の計算書類に反映させるものであるが、専用の預金口座で管理する場合は、遅くとも決算理事会終了後2か月を越えないうちに行うものとする。

営利企業等では保有する資産の使途に制限がなく、積立金に見合う資産をどのような形で保有しても自由ですが、社会福祉法人では固定資産の処分や担保提供に一定の制限があるため、積立金を積み立てたときには、原則としてこれに見合う現金を定期預金として拘束して保有することが求められています。(会計基準は定期預金とすることを強制してはいませんが、実務では普通預金でなく定期預金とすることが望ましいというのが一般的な取扱いです。)

そのため積立金を積み立てる仕訳をしたときは、流動資産の現金預金から振り替えて積立金と同額の積立資産とし、固定資産に「〇〇積立資産」の勘定科目を設けます。この処理によって流動資産が減少して支払資金残高が減少するため、資金収支計算書には「〇〇積立資産支出」が表示されます。

積立金を使用するために取り崩すときは、取り崩す積立金の額と同額だけ積立資産の定期預金を解約し、流動資産に移動させます。このとき資金収支計算書には、流動資産が増加することによる支払資金残高の増加を表す「〇〇積立資産取崩収入」が表示されます。

このように、積立金の積立て・取崩しの処理と、積立資産へ振り替える処理・流動資産へ振り替え戻す処理はいつも連動して行われるため、原則として積立金と積立資産には常に同額が計上されます。(一部例外があります。) 積立資産は積立金の積立て・取崩しの処理によって変動することはなく、積立資産へ振り替える処理・流動資産へ振り替え戻す処理が行われることで変動します。積立金と積立資産は常に連動してはいるものの、会計処理ではそれぞれ別の取引として認識されます。

なお、積立金を積み立てて積立資産に振り替えるとき、積立金を取り崩して定期預金の積立資産を解約するときは、予算書に表示して理事会の承認を受ける必要があります。

### (3) 積立資産を積み立てるタイミングと会計処理

積立金を積み立てる処理は、一般に決算において行います。実際に積立金をいくらにするかは、当該年度の決算状況によって変化するため、決算処理がある程度完了してからでなければ判明しません。一般的な実務では4月に入ってから未収金や未払金、減価償却などの決算整理仕訳を行い、ある程度の決算見込額が想定できたら積立金への積立額が確定できます。しかし積立金積立ての仕訳の入力は4月に入ってから行うことができても、定期預金を作ることを4月以降に行うと残高証明書との整合性が確保できなくなります。

例えばすべての決算処理の結果、積立金を1,000,000円積み立てることとしたケースを見てみましょう。

右のA法人では、貸借対照表に表示された預金の内容と残高証明書が、齟齬なく合致しています。しかし、積立金と積立資産には1,000,000円の差異が生じており、これは積立金を積み立てたものの、積立資産の処理を行っていないことを表しています。

一方B法人は積立金と積立資産の額は一致していますが、残高証明書とは合致していません。預金の残高の合計額はどちらも7,000,000円で一致しているものの、その内訳が合致していない状況です。

このような事情に対応するため、「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」(2)では「積立処理は決算で行うものの、積立資産への振替は決算理事会終了後2か月以内でよい」と規定しています。つまり定期預金への振替が時期的に遅れたとしても、積立金と積立資産の額を合致させることを優先させる、という処理が会計基準の定めです。このように処理すれば、流動資産の預金残高と積立資産の預金残高の残高証明書との不一致は生じても、合計額での残高は一致することが確認できます。

A法人		B/S
普通預金	5,000,000	
〇〇積立資産	2,000,000	〇〇積立金 3,000,000
		(残高証明書) 普通預金 5,000,000円 定期預金 2,000,000円
B法人		B/S
普通預金	4,000,000	
〇〇積立資産	3,000,000	〇〇積立金 3,000,000
		(残高証明書) 普通預金 5,000,000円 定期預金 2,000,000円

なおこのような場合、借方を「〇〇積立資産」、貸方を「その他の未払金」などとして処理することを勧めている事例があるようですが、このようにすると未払金として計上する違和感もさることながら、預金残高は合計額でさえ一致しません。このような処理は、実在しない積立資産（預金）をB/Sに表示することになり、さらに財産目録において積立資産として記載する預金口座が存在せず内容を書くことができない、という問題も誘発することになります。

最後に、この規定の文章に「決算理事会終了後 2か月以内」という表記がありますが、これは平成 23 年の会計基準制定時の文章をそのまま踏襲したことによるもので、現在の社会福祉法人では定時評議員会で決算が確定しますので、「定時評議員会終了後 2か月以内」と解釈していただくことが妥当と思料しています。

[…Fin…]

連載記事執筆

相談担当の専門家

**松本 和也 氏**

松本氏は当事業の相談を担当している専門家です。

全国各地で研修会開催、書籍の出版などの活動を行っています。会計、人事、労務、施設運営、法人設立など、社会福祉法人の経営に関わるすべてのサポートを行う株式会社 福祉総研の前代表取締役です。

松本先生執筆！ 過去の掲載記事は[こちら](#)をクリック♪ !!



## YOUTUBE ななふくチャンネル

【福祉という名のセカンドキャリア】  
大手IT企業から介護職へ！【福祉という名のセカンドキャリア】  
福岡から障害者支援スタッフへ！アルファ米  
50食分  
炊き出し  
してみた

平間商展会にお邪魔しました！



さいわい健康福祉ブログ

ヘアドネーション  
髪の毛を寄付するボランティアについて

## 公式SNSでお役立ち情報をGET！

イベント、ボランティア、災害に関する最新情報など、いち早くお届けします。

フォローしてね！



LINE  
@565orllz



Instagram  
@kawasaki\_shakyo



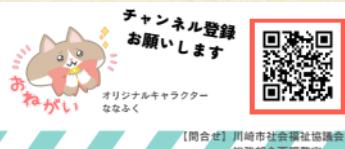
YouTube  
@kawasaki\_shakyo



X  
@ShareSmile\_kwsk



ななふくチャンネルでは、  
川崎市社会福祉協議会が実施する事業や活動  
地域で取り組まれる活動や福祉情報を発信しています。



年の瀬を迎え、2025年も残りわずかとなりました。本年多くの方々に支えられながら本誌をお届けできましたことを心より御礼申し上げます。忙しい日常の中で、本誌が少しでもお役に立てていれば幸いです。

次号は令和8年3月に発行予定です。お楽しみに！

情報誌や事業に関してご意見やご感想がございましたら下記までご連絡ください。



経営改善支援事業情報誌「ksk-info」バックナンバー

